

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
1	公募要領	2	第1	2	(3)	用語の定義「代表企業」	代表企業の用語の定義には、「本事業に係る契約(事業用定期借地権設定契約、泉区役所等の売買契約)の締結主体となる企業を取りまとめ」とあるので、代表企業自らが、事業用定期借地権設定契約又は泉区役所等の売買契約の契約主体になる必要はないと理解して宜しいでしょうか？ 例えば、百貨店・商業施設、ホテル、ホール等の特殊性の高い施設を所有・運営するために、構成員のうち1社が単独で市と事業用定期借地権設定契約を締結できることを想定しています。または、単独の分譲マンション事業者が構成員にあり、代表企業以外の当該企業が分譲事業を実施することを想定しています。	ご理解のとおりです。
2	公募要領	2	第1	2	(3)	体制に関する用語	構成企業について、民間企業グループ構成する各企業とありますが、どこまでの企業を構成企業とする必要がありますでしょうか。	施設買取方式の場合は、基本協定書(案)、設計・施工に関する協定書(案)、既存庁舎の解体に係る協定書(案)に記載の企業を構成企業としてください。リースバック方式の場合は、上記に加え、庁舎の維持管理業務を担う企業も構成企業としてください。 また、民間施設等については、設計・施工企業、及び維持管理・運営企業を構成企業として定めてください。(No.27も参照してください)
3	公募要領	23	第3	2		公募スケジュール	民間施設の設計・施工・維持管理運營業務を行う者につきましても、令和3年8月26日までに参加資格審査申請が必要でしょうか。(特に民間施設の施工・維持管理・運営については、着工時期も相当先になり、現時点で委託先、工事金額・委託金額、契約条件等を確定することは困難であり為)	代表企業、及び構成企業については、8月26日までに申請してください。構成企業の定義については、No.2のとおりです。なお、意見交換等の結果により、構成企業の変更の必要が発生した場合、必要に応じて代表企業以外の変更は可とします。
4	公募要領	23	第3	2		公募スケジュール	令和3年8月26日までの参加資格申請締切後は、一切の追加申請は認められないということになりますでしょうか？	意見交換等の結果により、構成企業の変更の必要が発生した場合など、必要に応じて代表企業以外の変更は可とします。
5	公募要領	24	第3	4		参加表明受付	「参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類」を提出するグループに関して、代表企業ではない構成企業を、提案書提出迄に追加・変更することは出来ないのでしょうか？	No.4のとおりです。
6	公募要領	24	第3	4		参加表明受付	「参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類」を提出する構成員に、「事業者(本事業を実施するために、貴市と基本協定を締結した後の事業予定者の呼称)」が民間施設等の設計、施工、維持管理、運營業務を外部の第三者に委託する場合の委託者も含まれるのでしょうか？	参加資格審査申請が必要となる構成企業の範囲はNo.2のとおりです。民間施設等の設計、施工、維持管理、運營業務を委託する第三者は、構成企業には含まれません。
7	公募要領	24	第3	4		参加表明受付	「参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類」を提出する構成員に、事業者である区役所等売買企業が発注する設計企業、建設企業も含まれるのでしょうか？	ご理解のとおりです。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
8	公募要領	24	第3	4		参加表明受付	「参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類」を提出し審査通過以降に、提案書提出をグループが辞退しても問題ないでしょうか？	辞退することは可能です。その場合は代表企業の代表者の押印をした辞退表明書(様式は自由)を提出してください。
9	公募要領	24	第3	4		参加表明受付	参加表明後の提案前の辞退はペナルティ無しで可能でしょうか。	No.8のとおりです。12月の提案期間までに辞退された場合は、ペナルティはありません。
10	公募要領	29	第4	1	(1)	参加資格要件	区役所等と民間施設等が別棟(官民別棟)の場合、資格要件を官民の区分で分けていただけないでしょうか。	ご意見をふまえ、公募要領を修正します。
11	公募要領	29	第4	1	(2)	事業応募者の構成	グループで応募する場合、事業者選定後に構成企業を追加、変更する事は可能でしょうか。	事業者選定後の構成企業の追加、変更は原則として認められません。ただし、やむを得ない事情があり、市が承諾した場合には可能とします。
12	公募要領	29	第4	1		事業応募者の構成	事業応募予定者の下請企業は参加資格申請が必要でしょうか。	下請企業は構成企業には含まれないため、参加資格審査申請は不要です。
13	公募要領	29	第4	1	(2)	事業応募者の構成	構成企業のグループ会社は、構成企業の主たる企業に内包されるという理解でよろしいでしょうか。	構成企業のグループ企業についても、No.2に該当する企業となる場合には、参加資格審査申請をしてください。
14	公募要領	29	第4	2		事業応募者に共通の参加資格	仙台市「有資格…」に基づく指名停止期間中でないこととありますが、当然、基本協定締結までという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	公募要領	29	第4	2		事業応募者に共通の参加資格	参加表明後、業務別の参加資格要件を満たす構成企業が欠格となった場合(例えば、参加表明後、指名停止処分を受ける等)、当該構成企業の入替は可能でしょうか？	No.4のとおりです。
16	公募要領	30	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	設計業務を行う者に関し、企業の実績だけでなく、配置する管理技術者や各職能技術者の実績も同様の要件を満たす必要がありますでしょうか？	管理技術者や各種職能技術者には特段の要件は求めません。
17	公募要領	30	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	ア.(4)に記載のある、「それに類する建築物」とは、具体的にどのような用途を指しますでしょうか？	特段の想定はありません。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
18	公募要領	31	イ	(3)		事業応募者の業務別の参加資格	設計業務、建設業務の参加資格において「提案する民間施設と同等の実績を有すること」とありますが、参加資格申請時(8月26日)までに民間施設の詳細は決まりません。どのように考えればよろしいでしょうか。	参加資格申請時(8月26日)までの想定で提出してください。変更がある場合は、提案書提出時にその旨を記載し、参加資格要件に関する書類を再提出してください。なお、あくまで「提案する民間施設と同種かつ半分以上の延床面積の建物」を満たせばよく、個別具体的な用途や規模と完全に同一である必要はありません。
19	公募要領	31	第4	3	イ	事業応募者の業務別の参加資格	「2行目少なくとも1社は(1)から(5)の全ての要件を満たし」とありますが、(1)から(4)でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。該当箇所の記載を修正します。
20	公募要領	31	イ			事業応募者の業務別の参加資格	建設業務の資格要件で(1)から(5)の全ての要件を満たすとあるが、(5)が見当たりません。「(5)は無い」ということでよろしいでしょうか。	No.19のとおりです。
21	公募要領	31	第4	3	イ	事業応募者の業務別の参加資格	建設業務を行う者が複数企業である場合、参加資格を有し、資格申請をする1社のみが構成企業になるという理解で宜しいでしょうか。(換言すると、建設業務を行うすべてのJV企業が構成企業として参加申請をする必要はないという理解で宜しいでしょうか?)	参加資格審査申請を提出する企業数は、提案に委ねます。ただし、JVとする場合は少なくともJVの代表者が設計・施工に関する協定書に名称を記載する必要があります。
22	公募要領	31	第4	3	イ (3)(4)	事業応募者の業務別の参加資格	施工実績につきまして、共同企業体出資比率の制限(〇%以上)はございますでしょうか。ご教示願います。	建設企業の実績における共同企業体への出資比率は、グループ内で20%以上であることを要件とします。
23	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者の定義として、施設の所有者が該当するという理解で正しいでしょうか?	「維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者」とは、維持管理・運營業務を担う企業を指し、施設の所有者でない場合も該当します。
24	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者の定義として、施設を所有し、維持管理・運營業務をPM会社やBM会社に委託する場合、施設保有者が維持管理・運営者となり参加資格申請を実施、PM会社とBM会社は参加資格申請不要という理解で宜しいでしょうか?	泉区役所等以外の維持管理・運營業務を実質的に担う企業(PM企業、BM企業など業務を委託する企業)を定め、当該企業の参加資格審査申請を行ってください。
25	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者の定義として、施設の所有者と、施設を一棟借りして実質的に施設全体を管理することになるテナントがいる場合、施設保有者とテナントのどちら維持管理・運営者となりますでしょうか?	施設を一棟借りして実質的に施設全体を管理することになるテナントが参加資格審査申請をして下さい。これが難しい場合は、施設所有者が公募要領第4-3-エに記載の実績を有していることを必須とします。
26	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者の定義として、施設の所有者が複数テナントに施設を賃貸する場合、施設所有者が維持管理・運営者となり参加資格申請を実施、各テナントは参加資格申請不要という理解で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
27	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者の定義として、例えば分譲マンションを建設する場合、マンションの管理会社は維持管理・運営者となりますでしょうか？その場合、当該管理者は、構成企業となり参加資格申請が必要となりますでしょうか？	住宅等の分譲を予定する売却部分については、管理組合や管理会社との関係から現時点で特定が困難な場合には、維持管理・運営企業を構成企業に含める必要はありませんので、参加資格要件は不要です。
28	公募要領	31	第4	3	エ	事業応募者の業務別の参加資格	借地上に建設する民間施設を建設後に譲渡する場合、仙台市様から借地権の譲渡承諾が得られるものと考えて宜しいでしょうか？	借地権の譲渡を行う場合は、あらかじめ提案書に記載することとし、市が承諾した場合は可となります。
29	公募要領	31	第4	3	オ	事業応募者の業務別の参加資格	リースバックを提案する際の参加資格として「2006年以降に庁舎の維持管理業務を元請で1年以上請け負った実績」とありますが、これはリースバック前提で庁舎を所有し、維持管理はPM会社、BM会社等に業務委託する立場の者も含まれるのでしょうか？(それともあくまでも、業としてPM、BM業務を行った実績を意味しますでしょうか？)	庁舎の維持管理・運營業務を当該自治体等から「元請」で行った実績を有する企業とします。
30	公募要領	31	第4	3	オ	事業応募者の業務別の参加資格	区役所建物を所有して貴市にリースバックする事業者は、構成企業となる理解で宜しいですか？また、当該リースバック事業者が、区役所建物の賃貸人としての地位を第三者に譲渡することは可能でしょうか？(譲渡不可の場合、譲渡予定者を当初から構成企業にする必要があり、参加資格申請に影響することからご質問いたします)	ご理解のとおり、リースバックする事業者は構成企業になります。区役所建物の賃貸人としての地位を第三者に譲渡することは原則不可とします。
31	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務(泉区役所等部分以外)を行う者に関して、(様式第C-2-4号)(様式第C-2-5号)に、仙台市競争入札参加資格者名簿資格者番号の記載欄がありますが、仙台市競争入札参加資格者名簿に記載されていることは条件ではないという認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。仙台市競争入札参加資格者名簿資格者である場合のみ、所定の様式に仙台市競争入札参加資格者名簿資格者番号を記載してください。
32	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務の求められる実績に関して、来庁者用等行政施設駐車場と民間施設用とを一体とする駐車場を提案する場合、同様な行政施設との一体型の実績が必要でしょうか？	来庁者用等行政施設駐車場と民間施設用とを一体とする駐車場を提案する場合、同様な行政施設との一体型の実績は必須ではありません。
33	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務の求められる実績に関して、宮城県や仙台市等、エリアは限定されていない認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
34	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	民間用地に建設した建物を事務所等の用途で自社使用する場合、その企業は「運營業務を実施する者」に該当するのでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	維持管理・運營業務においては仙台市競争入札参加資格に関する記載がないため、必須条件ではないという理解でよろしいでしょうか。なお、貴市の参加資格は、工事・物品・コンサルであり、近隣の市営駐車場や他区の来庁者駐車場の維持管理・運營業務においても仙台市競争入札参加資格は必須ではないため、そのように理解しています。	ご理解のとおりです。
36	公募要領	31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	仙台市競争入札参加資格の代替書類として、国の全省庁統一資格の審査結果の提出でもよろしいでしょうか。	仙台市競争入札参加資格の代替は不可とします。公募要領第4-3-アイウにおける(1)の記載もあわせて参照してください。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
37	公募要領	30・31	第4	3		事業応募者の業務別の参加資格	設計、建設、解体、維持管理等、業務実績や資格等を求められておりますが、代表企業の参加資格について記載がございません。当該事業の事業規模、民間施設等を併設することから、仙台市側のリスクヘッジを鑑み、実績等、求めるべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
38	公募要領	29.30.31	第4			事業応募者の業務別の参加資格	事業応募者の参加資格要件についての記載はございますが、構成企業の参加要件についての記載がありません。当事業は民間施設等の事業もあることから、現段階では要件不要との認識でよろしいでしょうか。	構成企業は、公募要領第4-2に記載の参加資格に加え、各業務の実施主体においてはそれぞれの業務の参加資格要件(公募要領第4-3)を満たすものとします。
39	公募要領	30	第4	3	ア	設計業務を行う者の参加資格要件	泉区役所建替事業基本協定書(案)記載の既存庁舎解体設計企業の資格要件は、本項目の設計業務の要件が必要でしょうか。あるいは、本項目記載の設計業務を行う者が複数企業である場合の規定により、設計企業(泉区役所等)が要件を満たせば、既存庁舎解体設計企業は要件を満たさなくても良いでしょうか。	既存庁舎解体設計企業は、公募要領第4-3-アに示す参加資格要件は不要です。
40	公募要領	31	第4	3	ウ	解体企業を行う者の参加資格要件	泉区役所建替事業基本協定書(案)記載の既存庁舎解体施工企業の資格要件は、本項目の解体企業の要件を満たすことが必要であり、本項目記載の建設業務を行う者が複数企業である場合の規定により、建設企業(泉区役所等)が建設企業の要件を満たすことだけでは不足になるでしょうか。	基本協定書(案)記載の既存庁舎解体施工企業の資格要件は、建設業務を行う企業の資格要件(公募要領第4-3-イ)ではなく、公募要領第4-3-ウに記載の参加資格要件が必要です。
41	公募要領	29	第4	4	ア	参加資格審査の基準日	『ア 参加資格要件の確認は、参加資格審査申請書提出時点とする。』とありますが、本事業の性質上提案書提出(12/17締切り)までに、当初提出グループからの役割変更、追加企業、参加取りやめ企業が想定されます。この場合、都度変更の申請をすることで対応頂けますでしょうか。※参加資格申請(8/26)以降に意見交換(10月、11月)がある為、グループ組成の変更があるかと思えます。	No.4のとおりです。
42	基本協定書案	8	第3章	第8条		乙関連業務の第三者への委託	設計企業(民間施設等)、建設企業(民間施設等)については、工事着手時期が相当先になる事、駐車場など専門企業が施工する施設もある事から、参加表明時の事業応募者構成では構成企業を未定としておき、後日の決定時に本条の規定により貴市の承諾を得ることは可能でしょうか。あるいは、参加表明時の事業応募者構成で記載した企業から後日変更する事は可能でしょうか。	泉区役所等と民間施設等の合築を提案する場合は、民間施設等の設計企業、及び建設企業は参加資格審査申請時点で確定したうえで申請してください。後日の変更は原則として認めません。合築でない場合、民間施設等の設計企業及び建設企業の参加資格審査申請は必須としますが、理由を明確にしたうえで、市が承諾した場合において後日の変更を可とします。
43	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	会社概要や商業登記簿謄本、印鑑証明書、賃借対照表、損益計算書といった参加資格審査申請書の添付書類について、(様式第C-1-1号)の6.添付書類の箇所に記載されていますが、代表企業1社のみ提出で良いという認識で宜しいでしょうか？	様式集及び提案記載要領第1-2に記載する提出書類については、代表企業及び、構成企業による提出が必要です。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
44	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	提出書類の押印者が代表者となっていますが、商法上の支配人(具体的には支店長)を以て押印者とする事は可能でしょうか?	ご理解のとおりです。
45	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	副本において、印鑑証明書等は写しでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	商業登記簿謄本は現在事項証明書か履歴事項全部証明書のいずれかのご指定はありますでしょうか。	商業登記簿謄本は、履歴事項全部証明書を提出してください。
47	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	参加資格審査申請等を提出する構成企業はどこまでが対象となると考えればよろしいでしょうか。民活用地売買企業まで対象となるのでしょうか。また基本協定書の締結対象ではない例えば維持管理・運営業務を行う者や、民間施設等の設計・施工者、さらにはコンサル業務を担う企業に対しても提出を求めるのでしょうか。	No.2 のとおりです。
48	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	参加資格審査申請等提出時に代表企業および構成企業は申請いたしますが、代表企業ではない構成企業は、12月提案書提出迄に追加・変更することを可能として頂けますでしょうか。特に民活用地売買企業等は資産取得判断に時間を要し、8月26日の参加資格申請に間に合わないことを危惧しています。	No.4のとおりです。
49	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	参加資格審査申請等には必ず各社の社印の押印が必要でしょうか(この短期間では押印の為の社内稟議が間に合わないため)。特に民間活用地について購入もしくは借地予定各社の参加資格審査申請等の社印の押印は免除していただけないでしょうか。	参加資格審査申請書には、代表企業、及び構成企業全社の押印は原則として必要になります。
50	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	維持管理・運営業務(泉区役所等部分以外)の業務内容について「運営業務を行う者」とはテナント企業は含まないと考えて宜しいですか。(参加資格申請時にはテナントは未定です。)	ご理解のとおりです。(No.25、No.26もあわせて参照してください。)
51	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	参加資格審査申請等における記載項目「本事業における役割」で参加申請をした企業が後日、その役割を担わなくなっても、同じ業務で複数の企業が参加申請を行ってれば、申請企業の1社がその役割を遂行すればよろしいでしょうか。(例:解体工事で申請した企業(2社申請)のうち1社が解体工事を行わず、残り1社だけで施工いたします。)	ご理解のとおりです。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
52	様式集及び提案記載要領	5				(様式第C-1-2号)本事業における役割	代表企業が、本事業の開発にかかる総合調整の業務を行う場合、その他の欄に「プロジェクトマネジメント」と記載することで宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	様式集及び提案記載要領	5	第1	2	(1)	(様式第C-1-2号)事業応募者の構成及び役割分担表	「事業応募者の構成及び役割分担表」のうち、(構成企業)内の本事業における役割とあるので泉区役所等と民間施設等の両方に関わる構成企業との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
54	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	(様式第C-2-1号)有する実績について、公募要領第4. 3. ア. に応募条件の記載がありますが、当該条件(3)及び(4)に相当する実績を各々記載する必要がありますでしょうか？	ご理解のとおりです。
55	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	(様式第C-2-2号)建設業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	「建設業務を実施する者の参加資格要件に関する書類」のうち、有する実績を証する書類には、一般財団法人日本建設情報総合センターが発行するCORINS登録内容確認書(工事实績)も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
56	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	参加資格確認書類	実績を証する書類はCORINSの提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	参加資格確認書類	CORINSの提出が可の場合、契約書、図面などの提出が不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、必要な場合は、本市より追加の資料の提出を求められることがあります。
58	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	(様式第C-2-2号)有する実績について、公募要領第4. 3. イ. に応募条件の記載がありますが、当該条件(3)及び(4)に相当する実績を各々記載する必要がありますでしょうか？	ご理解のとおりです。
59	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	(様式第C-2-4号)公募要領第4. 3. エ. に応募条件の記載がありますが、仙台市競争入札参加資格者名簿に関する記載がないことから、仙台市競争入札参加資格者ではない場合は添付書類である「参加資格認定通知書の写し」は不要という認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

公募要領等(参加資格要件)に関する質問等及び回答

① 番号	② 資料名	③ 頁数	④ 大項目	⑤ 中項目	⑥ 小項目	⑥ 項目名	⑦ 質問等	回答
60	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	(様式第C-2-5号) 公募要領第4.3.エ.に応募条件の記載がありますが、仙台市競争入札参加資格者名簿に関する記載がないことから、仙台市競争入札参加資格者ではない場合は添付書類である「参加資格認定通知書の写し」は不要という認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
61	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		参加表明及び参加資格審査申請等に関する提出書類	(様式第C-2-1号)～(様式第C-2-5号) 有する実績に関して、民間施設の実績を記載する場合には契約金額を伏せても宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、構造種別、延床面積、主な用途については、記載を必須とします。
62	様式集及び提案記載要領	3					上記実績を証する書類(契約書及び仕様書の写しを添付してください。)とありますが、金額等部分的に黒塗りしたものを準備するでも可能でしょうか。	No.61のとおりです。
63	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	参加資格確認書類	「提案する民間施設」及び「泉区役所と同種」の施工実績、それぞれ様式C-2-2号で作成してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	参加資格確認書類	今回建設業務で参加申請する企業の中で、例えば区役所は共同施工する、一方で提案する民間施設の建設については、単独施工での対応をするという選択を取るケースを想定しております。 参加申請を行っている建設業務の企業であれば、事業者側でその選択は行ってよろしいでしょうか。	泉区役所等を建設する企業には、公募要領第3-イ(4)を満たす企業を少なくとも1社は含めて下さい。公募要領を修正します。修正後の公募要領も併せて確認してください。
65	様式集及び提案記載要領	2	第1	2	(3)	参加資格確認書類	今回設計業務で参加申請する企業の中で、例えば区役所は共同設計する、一方で提案する民間施設の設計については、単独設計での対応をするという選択を取るケースを想定しております。 参加申請を行っている設計業務の企業であれば、事業者側でその選択は行ってよろしいでしょうか。	泉区役所等を設計する企業には、公募要領第3-ア(4)を満たす企業を少なくとも1社は含めて下さい。公募要領を修正します。修正後の公募要領も併せて確認してください。
66	様式集及び提案記載要領	2	第1	2		(様式第27号) 導入用途	民活用地での進出企業において、土地の所有者・借地権者又は建物の所有者ではなく、建物完成後にテナント入居を検討している企業名については、8月26日までに申請は不要と考えてよろしいでしょうか。 さらには提案書提出時においても、提案書様式27号に、「民間施設の用途」とありますが、図面上に用途(ex教育施設、商業施設)の記載等だけの表現、対応で足り、具体的な企業名や詳細内容の提案は、事業者の裁量で選択してよろしいでしょうか。	8月26日までの申請についてはご理解のとおりです。提案書様式27号に記載する内容については、具体的な企業名や詳細内容の記載は必須ではありません。